

MCL 盛岡医療大学校 柔道整復学科 鍼灸学科同窓会 会則

- 第1条 本会の名称は MCL 盛岡医療大学校 柔道整復学科 鍼灸学科同窓会とする。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と学識の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 会員は学科卒業生および在籍する教職員とする。
- 第4条 本会は、2年に1回の総会を開催し、その他必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会は、委任状を含めて会員の2分の1以上を以て成立し、出席者の2分の1以上を以て議決する。
- 第5条 本会は、次に定める事業を行うものとする。
- (1) 名簿の管理および会報の発行。
- (2) その他この会の目的を達成し、発展させるために必要な事業を行う。
- 第6条 会長および役員
- (1) 会長は役員会の推薦にもとづいて総会において選出する。
- (2) 本会役員は本会会員より選出する。
- 第7条 本会には、以下の役員をおく。
- (1) 会長、副会長、幹事、監事、参与
- (2) 役員の選出は総会の決議によって決定する。
- (3) 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8条 本会則の施行について必要な細則は別に定める。また、本会則の改定は総会の議決を以て行われる。
- 第9条 本会の所在地、事務局は MCL 盛岡医療大学校 事務局（岩手県盛岡市中央通3-3-4）におく。

附則 この会則は、令和7年1月26日から施行する。

## 施行細則

- 第1条 MCL 盛岡医療大学校 柔道整復学科 鍼灸学科同窓会会則第 8 条の規定に基づき、本会の運営を明確かつ円満に行うことの目的として本細則を定める。
- 第2条 名簿の管理は役員が行い、会員への配布は行わない。
- 第3条 本会の会員は下記の者を以て構成する。
- (1) 正会員：本校柔道整復学科、鍼灸学科を卒業した者及び在籍する教職員
  - (2) 名誉会員：本校に 5 年間以上在籍していた教職員。ただし、柔道整復・鍼灸分野に対する貢献があったと評価される者も含む。
- 第4条 本会の年会費は毎年卒業年次学生より 3,000 円を徴収する。
- 第5条 役員は、本会正会員より選出するものとする。
1. 会長は、役員会の推薦に基づいて総会において決定され、会務を総括する。
  2. 副会長は、役員会の推薦に基づいて選出され、総会において決定され、会長を補佐して会務の遂行にあたり、会長が欠けた時にはその職務を代行する。
  3. 幹事は、会員の中から原則として次に定める定員に従って選考する。

学内幹事	柔道整復学科	1名	鍼灸学科	1名
学外幹事	柔道整復学科	2名	鍼灸学科	2名
  4. 幹事長は幹事会の互選により選出する。
  5. 監事を 2 名おく。監事は本会会計および業務の執行状況を監査する。
  6. 参与は幹事会の推薦に基づいて総会の承認を経て選出する。
- 第6条 本会は総会を 2 年に 1 回開催し、下記事項について審議する。
- (1) 本会の主旨に則る事業に関すること。
  - (2) 会計報告および会費その他経費に関すること。
  - (3) 役員の任免その他の会員の身分上に関すること。
  - (4) 会則の改廃その他変更に関すること。
  - (5) その他本会の運営に関する必要と認める事項。
- 第7条 役員会および幹事会は、会長および幹事の協議により隨時これを開くことができるものとする。
- 第8条 会議の議長および決議は、次に定めるところによる。
- (1) 総会の議長は出席者の互選により選出する。また、役員会及び幹事会の議長は会長または副会長が当たる。
  - (2) 会議の議事は、その会議を構成する会員または役員で、その会議に出席したものの過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決定する。
- 第9条 本細則の改廃ならびに変更およびその他本規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会の承認を得て決定する。

附則 令和 7 年 1 月 26 日から施行する。